令和３年度第８回御船町議会定例会（３月会議）　議事日程（第１号）

令和４年３月10日

午前10時00分開会

１　議事日程

第　１　会議録署名議員の指名

８番　岩 永　宏 介　君

９番　福 永　　啓　君

第　２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

３　令和３年度定期監査報告

第　３　報告第１３号　専決処分の報告について

第　４　報告第１４号　専決処分の報告について

第　５　議案第３５号　御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　６　議案第３６号　御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　７　議案第３７号　御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　８　議案第３８号　御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　９　議案第３９号　御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１０　議案第４０号　御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

第１１　議案第４１号　御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１２　議案第４２号　御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１３　議案第４３号　御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１４　議案第４４号　行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第１５　議案第４５号　御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１６　議案第４６号　御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第１７　議案第４７号　御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１８　議案第４８号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

第１９　議案第４９号　令和３年度御船町一般会計補正予算（第１２号）について

第２０　議案第５０号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

第２１　議案第５１号　令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

第２２　議案第５２号　令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第２号)について

第２３　議案第５３号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第３号）について

第２４　議案第５４号　令和３年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第２５　議案第５５号　令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第４号）について

第２６　議案第５６号　令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について

第２７　議案第５７号　令和４年度御船町一般会計予算について

第２８　議案第５８号　令和４年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

第２９　議案第５９号　令和４年度御船町介護保険事業特別会計予算について

第３０　議案第６０号　令和４年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

第３１　議案第６１号　令和４年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

第３２　議案第６２号　令和４年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

第３３　議案第６３号　令和４年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

第３４　議案第６４号　令和４年度御船町水道事業会計予算について

第３５　発議第　５号　御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第１　発議第６号　ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

２　出席議員は次のとおりである（13人）

１番	中城　峯雄　君	２番	井藤　はづき　君
３番	宮川　一幸　君	４番	福本　悟　君
５番	田上　英司　君	６番	増田　安至　君
７番	森田　優二　君	８番	岩永　宏介　君
９番	福永　啓　君	１０番	田上　忍　君
１１番	藤川　博和　君	１２番	清水　聖　君
１４番	池田　浩二　君		

３　欠席議員（１人）

１３番　井本　昭光　君

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長　本田　隆裕　君

５　説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	藤木　正幸　君	副町長	宮本　正　君
教育長	上杉奈緒子　君	総務課長	野口　壮一　君
企画財政課長	坂本　幸喜　君	町民税務課長	畑野　英樹　君
福祉課長	西橋　静香　君	こども未来課長	沖　勝久　君

健康づくり保険課長	作田　豊明　君	農業振興課長	井上　辰弥　君
商工観光課長	鶴野　修一　君	建設課長	島田　誠也　君
環境保全課長	田中　智徳　君	会計管理者	宮﨑　尚文　君
学校教育課長	西本　和美　君	社会教育課長	緒方　良成　君
監査委員	吉川　　勲　君		

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（池田浩二君）　おはようございます。

ただ今から、令和３年度第８回御船町議会定例会３月会議を再開します。

13番、井本昭光議員より本会議の全日程を欠席する旨の届出が出ております。また、２番、井藤議員は30分程度遅れるとのことです。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、８番、岩永宏介議員、９番、福永啓議員を指名いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（池田浩二君）　日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

議長、諸般の報告。休会中における諸般の報告をいたします。

まず、議会運営委員会について報告します。

２月25日、第13回議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会３月会議の議事日程について協議を行いました。第８回御船町議会定例会３月会議の会期日程は、本日３月10日から３月18日までの９日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。

今回受理した陳情第９号、母が中国で不法に逮捕されている事件に関する要望の件は、机上配布としました。また、第10号、上梅木地区からのスクールバス利用及び通学路の安

全確保に関する陳情の件は、総務文教常任委員会に審査が付託されました。

なお、請願はありませんでした。

次に、議会全員協議会について報告します。

３月４日に開催した全員協議会では、執行部から３月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会、組合議会の活動状況報告等がありました。また、令和３年度議会報告会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、その代わりとして町民アンケートを行うこととし、その内容等についても協議しました。

次に、議員研修について報告します。

昨年12月22日、御船町カルチャーセンターにおいて、熊本大学法学部教授で御船町議会アドバイザーの伊藤洋典氏を講師に招き、議会アドバイザー研修を行いました。この日は議員及び議会モニターの合わせて18人が参加し、「地方議会の仕組みと現状」について研修いたしました。また、２月17日、議会独自研修をオンライン方式で行いました。コロナ禍にあって、議会もタブレット端末を有効活用しようということで、オンライン会議システムを利用した初めての試みとなりました。研修の講師は早稲田大学マニフェスト研究者の長内紳悟氏で、「時代の政策立案とＩＣＴデジタル化」をテーマに、大変貴重なお話を聞くことができました。今後の議会活動においてもタブレットを積極的に活用していきたいと思います。

最後に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査について報告します。休会中における令和３年11月分から令和４年１月分までの出納検査は議席にお配りしております報告書のとおり、３回に分けて行われました。検査結果は記載のとおりです。

その他の報告につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君）　行政報告を行います。

はじめに、総務課について報告します。

１月９日、御船町消防団出初め式を開催し、榊建一団長をはじめ、団員が参加をいたしました。式典は新型コロナウイルス感染症の影響により団員のみで実施されました。式典後、初参加の女性消防隊を含む小型ポンプ28台全車両による一斉放水が行われました。

２月26日及び27日の２日間、地域防災リーダーの人材育成を目的として御船町防災士

養成講座を開催しました。受講者約50名は災害救助、災害対策、気象や風水害、避難所運営など12講義を履修後防災士試験を受験しました。今後とも自主防災組織の強化や防災リーダーの育成を図りながら、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

次に、企画財政課について報告します。

新型コロナウイルスの影響により中止が続いていた御船町区長会定例会を本年度初めて12月22日に開催しました。定例会終了後には、上益城５町によるごみ処理施設の整備に係る説明会を開催し、広域処理への取組経緯及び民間企業による施設整備について、広域連合及び熊本県から説明が行われました。

次に、ふるさと納税について、寄附への感謝を表すことなどのため、ロゴマークの作成を行いました。作成に当たっては、御船高校の美術コースにデザインを依頼し、ふるさとが寄附者をはじめとする人の手であふれんばかりに潤い支えられていることを表現されています。

次に、福祉課について報告します。

平成28年熊本地震義援金について。県の義援金の最終配分約5,200万円と町義援金負担金約1,300万円を合わせた約6,500万円を、被災者3,041世帯に１月13日に最終配分いたしました。おおむね支払済であり、現在は残り10世帯余りへの支払先確認を行っています。最終的に残余となった義援金については、御船町社会福祉協議会へ寄附する予定です。

次に、新型コロナウイルスに関する国の対策の１つとして、住民税非課税世帯などに現金10万円を支給します。対象となる1,954世帯に２月14日に支給要件確認書を発送しており、現在要件確認が取れた1,390世帯に対し、３月11日に振込を行う予定です。今後も、各世帯の要件確認を続け、順次振込を進めてまいります。

また、令和３年１月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付について、３月15日から申請受付けを開始いたします。

次に、こども未来課について報告します。

令和３年度子育て世帯の臨時特別給付金について、12月23日にプッシュ型支給分1,120件、総額約２億2,000万円の振込を行いました。また、申請が必要な方への支給分については、２月末時点で335件、約5,000万円の振込を行いました。今後も、申請を受け付け順次振込を進めてまいります。

町立保育園の卒園式については、３月26日に出席者数を限定し来賓なしで実施予定で

す。

次に、健康づくり保険課について報告します。

新型コロナワクチンの３回目接種については、医療従事者等を対象として、昨年12月から開始し、スポーツセンターを会場とする集団接種については、２月17日から接種を行っており、早期完了に向けて計画的に実施してまいります。併せて感染症対策の啓発について引き続き取り組んでまいります。

また、令和４年度住民健診の申込案内を３月初めに約7,000世帯あてに送付しました。新型コロナウイルス感染症対策と併せて健康増進事業の取組みを進めてまいります。

次に、農業振興課について報告します。

地籍調査について、熊本地震により再調査が必要となった旧ＪＡカントリー周辺の高木、小坂、滝川、木倉の一部及び熊本地震により地籍調査を中断しておりました今城・牛ヶ瀬地区の現地調査等が終了しましたので、御船町カルチャーセンターにおいて、１月25日から２月13日までの20日間、地籍図及び地籍簿の閲覧を実施しました。今後、登記作業に向けて事務を進めてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

町独自のコロナ経済対策であるプレミアム商品券並びに飲食店等応援チケットの発行事業については、12月をもって完了しました。いわゆるコロナ第５波の影響を受けて減収した町内事業者に対して支援金を給付する。減収事業者経営継続支援金については、熊本県にまん延防止等重点措置が発出されたことを踏まえて、申請期限を３月25日まで延長し、対面接客事業者の感染対策に伴う設備導入補助事業と併せて、現在も受け付けております。今後も引き続き、感染防止対策や経済対策による町内事業者支援を実施してまいります。

また、菊陽町に進出が計画されているＴＳＭＣが生み出す経済効果を御船町に誘引することを目的として、１月26日に御船町半導体関連企業誘致推進本部を設置しました。コストコ誘致の経験を踏まえ、全庁横断的に関連企業の誘致や移住定住支援、雇用確保施策などに取り組んでまいります。

次に、建設課について報告します。

御船町消防団が令和３年度水防功労者九州地方整備局長表彰を受賞しました。２月22日に御船町役場において表彰伝達が行われました。令和３年８月豪雨において御船町消防団が河川等の警戒巡視、住民の避難誘導等を行い、人命の安全確保と被害の軽減に大きく

貢献したことが認められたものです。

次に、環境保全課について報告します。

上益城５町のごみ処理施設整備についてですが、11月22日に上野地区説明会を行い、12月20日に進出予定の大栄環境並びに石坂グループによる事業者説明会を開催し、12月22日には、先ほど述べましたとおり、区長会定例会において説明をいたしました。また、コロナの影響で延期しておりました川内田地区説明会を３月８日に行い、明日11日には、これまでの説明の中でいただいた質問に対して説明をさせていただくため、改めて上野地区において説明会を開催します。今後も町民の皆さんの不安を払拭し、よりよい事業となるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育課について報告します。

１月に行われた第21回全国中学生創造ものづくり教育フェアの木工チャレンジコンテスト部門と創造アイデアロボットコンテスト部門において、御船中学校のものづくり部が全国中学校産業教育教材振興協会長賞を受賞しました。

また、３月５日に御船中学校で卒業式を行い、147名の生徒が卒業しました。新型コロナウイルス感染症対策として参加者の人数を減らすなど、規模を縮小して実施しました。小学校の卒業式は３月23日に、同じく感染症対策をした上で、規模を縮小して実施します。

最後に、社会教育課について報告します。

１月９日にカルチャーセンターホールにおいて成人式を開催しました。来賓と出席者を限定しての開催となりましたが、新成人166名を祝い、池田議長をはじめ、小・中学校時代の恩師から暖かい祝辞をいただきました。関係各位の協力のもとに開催できたことに対し、心から御礼を申し上げます。

御船中学校地域未来塾の閉校式を２月19日に開催しました。指導された先生から７カ月間に及ぶ期間の努力が実を結ぶよう励ましの言葉が贈られました。２月27日に開催を予定しておりました地区対抗駅伝は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止としました。開催を心待ちにされていた皆様には誠に申し訳なく思っていますが、次年度は開催できるよう願っております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池田浩二君）　続いて、令和３年度定期監査報告を行います。

○監査委員（吉川　勲君）　ただ今、議長から令和３年度御船町定期監査及び行政監査に係る

報告を求められましたので、地方自治法第199条第９項に基づきまして御報告を申し上げます。

この監査は、地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項並びに御船町監査委員に関する条例第２条の規定に基づいて、令和３年度上半期における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、令和３年11月１日から11月18日までの11日間監査を行いました。

定期監査の結果につきましては、お手元に配布しております令和３年度定期監査及び行政監査報告書のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　報告第13号　専決処分の報告について

日程第５　報告第14号　専決処分の報告について

日程第６　議案第35号　御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議案第36号　御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議案第37号　御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第38号　御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第39号　御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第40号　御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第41号　御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第42号　御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議案第43号　御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第15　議案第44号　行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第16　議案第45号　御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第46号　御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第47号　御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第48号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第20　議案第49号　令和３年度御船町一般会計補正予算（第１２号）について

日程第21　議案第50号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

日程第22　議案第51号　令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第23　議案第52号　令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第２号)について

日程第24　議案第53号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第25　議案第54号　令和３年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第26　議案第55号　令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第４号）について

日程第27　議案第56号　令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第２号）について

日程第28　議案第57号　令和４年度御船町一般会計予算について

日程第29　議案第58号　令和４年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第30　議案第59号　令和４年度御船町介護保険事業特別会計予算について

日程第31　議案第60号　令和４年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第32　議案第61号　令和４年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

日程第33　議案第62号　令和４年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第34　議案第63号　令和４年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

日程第35　議案第64号　令和４年度御船町水道事業会計予算について

○議長（池田浩二君）　日程第４、報告第13号、「専決処分の報告について」から日程第35、議案第64号、「令和４年度御船町水道事業会計予算について」までの32件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　本日、令和３年度第８回御船町議会定例会３月会議の開催に当たり、令和４年当初予算案等につきまして御審議いただきますことに深く感謝を申し上げます。

本定例会において御審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、令和４年度の町政運営に関する基本的な考え方を述べ、併せて予算案の概要について御説明を申し上げます。

昨年は令和２年に続き新型コロナウイルスが変異を繰り返しながら世界的に猛威を振るい、熊本県内においては５月14日と８月１日に２回のまん延防止等重点措置が適用される事態となりました。本年に入ってからもオミクロン株の感染者が急激に増加し、１月21日から熊本県にまん延防止等重点措置が適用されるなど、いまだに収束の兆しが見えない状況が続いております。

町民の皆様に感染防止対策の御協力をいただいていることに心から感謝を申し上げますとともに、医療従事者の皆様におかれましては町民の健康と命を守るという崇高な使命を持って日々の業務に取り組まれている、その姿勢に改めて敬意を表します。

現在、本町では医療従事者や高齢者の皆様をはじめ２回目のワクチン接種済者を対象に、３回目のワクチン接種を、当初の予定を前倒しして進めております。３回目の接種に当たっては、接種を希望される方がよりスムーズに予約できるよう、引き続き事前の意向調査による予約割り振りを行うなど、これまでの経験を踏まえつつ、態勢を見直したほか、ワクチン会場の運営や医療機関との調整に全力を尽くしております。

今後も、引き続き、出来るかぎり早期のワクチン接種に全力で取り組んでまいります。

厳しいコロナ禍のさなかにあって、本町では国の方針に基づく子育て世帯への臨時特別給付金について、早い段階で実行性のある支援金10万円を支給したところであります。

さて、このようにコロナ対応に全力で当たる中で、令和となって４年目を迎えました。我が国では少子高齢化の急速な進行によって人口減少社会に突入しており、地方創生の名のもとに、その流れを呼び込もうとする地域間の競争が激しさを増しております。この状況を鑑みますと、熊本市に隣接し県央に位置する御船町には、大きなチャンスがあると考えています。行政と町民、地域、事業者など、全ての関係者が緊密な連携のもとに共働、共創のまちづくりを進め、本町を大きく飛躍・発展させていくことが町長である私の責務であります。

私はこの７年間、本町を取り巻く様々な社会情勢を踏まえながらまちづくりを進めてまいりました。１期目は熊本地震からの早期の復旧・復興に当たり、２期目は新型コロナウイルス感染症防止対応に全力を傾注するとともに、同時にコストコや複合型宿泊施設の誘致をはじめ、未来につながるまちづくりの足掛けを築くことができました。今後は、これらの施策をさらに発展させるとともに、持続可能な開発目標であるＳＤＧｓの理念を取り入れながら、誰一人取り残さない持続可能で魅力のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、令和４年度の予算編成に当たっての基本方針と当初予算案の概要について申し上げます。

はじめに、国の予算につきましてですが、令和４年度の国の一般会計予算案は、総額107兆5,964億円、対前年度比0.9％の増と、令和３年度予算額から9,867億円増加し、過去最大となっております。この予算案については、令和３年６月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021における令和４年度予算編成に向けた考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリのある予算とされ、いわゆる16ヶ月予算の考えで、令和３年度補正予算と一体的として編成されており、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算というものであります。

それでは、本町の令和４年度当初予算案の概要について御説明を申し上げます。

令和４年度当初予算案は、あらゆる世代が御船町に魅力を感じ、ずっと住み続けたいと思えるとともに、御船町が多くの人で賑わい、九州及び熊本の中心地に位置する都市として発展させていくための安心と飛躍のための予算であります。歳入の根幹を成す町税は、令和３年度との比較では、約7,000万円の増加が見込まれ、熊本地震前の平成27年度と比

較しますと、約１億7,000万円の増加となっています。歳出ではさらなる創意工夫による効率化を図り、将来の発展を目指してまいりたいと考えております。このため、令和４年度の予算編成に当たりましても、オール御船の体制で町を活性化し、御船町をもっとよくするという強い意志を持って事業を推進すべく、次の点を留意して予算編成を行いました。

第１に、目的に基づいた事業の成果や費用対効果は得られているか徹底した精査を行うこと。第２に、歳入全般にわたり増収策を図ること。第３に、政策的課題の洗い出しを行い、早急にその方向性を決定し、可能な限り予算化を図ること。さらに、これらの基本方針を実現すべく、組織の枠を超えた事業の推進、町独自事業の全面的な見直し、財源の確保、スクラップアンドビルドの取組みにも努めることといたしました。

以上の基本方針等に併せて、これまでの取組みや成果を踏まえながら、事業の優先度、重要性、効果等を十分に検証し、最少の経費で最大の効果が上がるよう、費用対効果や代替可能性などを踏まえて、限りある財源を重点的に配分して編成をいたしました。

その結果、一般会計の予算規模は、総額で120億7,662万5,000円、前年度比14億2,658万7,000円の増、率にして13.4％の増となっております。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計においては、療養諸費等の増、また介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増等により増額となっております。情報通信基盤施設運営特別会計は光ネットワーク施設の民間移行に向けた手続や補助金等の交付により増額となっております。特別会計全体の合計では51億1,587万4,000円、前年度比２億8,705万円、率として5.9％の増となっております。

公営企業会計につきましては、緑の村運営事業会計は3,443万9,000円、前年度比597万4,000円、21％の増。下水道事業会計は５億6,453万8,000円、前年度比6,763万5,000円、13.6％の増。水道事業会計は５億5,531万5,000円、前年度比マイナス178万4,000円、0.32％の減となっております。

次に、令和４年度の当初予算について、町総合計画の４つの基本目標にのっとり、その主要な事業につきまして御説明を申し上げます。

第１の柱であります「住み続けたい御船町」に関する事業について、申し上げます。令和３年度から取り組んでおります御船町地域公共交通計画については、本年度は町民アンケート等による利用実態ニーズ調査や地区別意見交換会等を通し、まちづくりの将来像の実現に向けた地域公共交通の方向性を示した計画の素案づくりに着手しております。令

和４年度には、この計画に基づく行動計画書を早急に策定し、地域特性や実情に応じた最適な生活公共ネットワークとして、高齢者等の交通弱者を含め、誰もが安心して利用しやすい公共交通網を構築してまいります。

また、これまで地方創生道整備推進交付金を活用し、御船インター東側の町道の整備を進めてきましたが、今後、町道小敷田西往還線をはじめ、津ヶ峰浅の藪線、上田代線の町道整備や各地区からの要望等が寄せられた町道21路線の整備に取り組みます。

次に、近年の勃発する豪雨に備えるため、役場周辺及び西往還から下流の水路しゅんせつやボックス改修に向けた調査に取り組みます。また、農村地域の防災力の向上や地域排水機能強化を図るため、農村地域防災・減災総合計画の策定に着手するとともに、雨水計画の見直しに取り組みます。

次に、消防団につきましては、地域の消防防災体制の中核的役割を担う存在であり、消防団の処遇改善を図るとともに、消防団が所有する資機材の確保にも取り組んでまいります。また、今城仮設住宅跡地を利用し防災公園としての機能を持った整備にも取り組みます。

次に、町内に点在する空き家を有効活用し、移住定住を推進するため、これまでの空き家の借手側の支援に加え、貸手側に対する支援にも取り組んでまいります。

続いて、第２の柱であります「人を育む御船町」に関する施策について申し上げます。子育て支援の充実を図るため、子ども医療費に係る自己負担を無償化するとともに、対象を現行の中学３年生までを高校３年生まで拡大いたします。さらに町内全ての子どもたちとその家族及び妊産婦等に対する実情の把握調査、相談対応など、子どもの福祉に関する継続的かつ包括的な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童保護に係る体制強化を図ってまいります。

学校教育に関しましては、御船町学校施設長寿命化計画にのっとり、御船中学校の体育館並びに特別教室等の屋根改修工事に着手するとともに、御船小学校体育館の改修や小坂小学校グラウンドの改修にも取り組みます。また、木倉小学校においては、令和５年度から児童数の増加が見込まれ、教室の確保が近々の課題となっています。そこで、令和４年度に教室を改修し、５年度に増築を図ります。

次に、地域共生社会の実現に向けた取組みとして、令和３年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおります。これは、相談支援、参加支援、地域づくりを一体に取り組

む事業です。令和５年度事業開始に向けて、令和４年度も移行準備事業に継続して取り組みます。また、地域サロンなど、地域住民の通いの場として介護予防活動の拠点となっている公民館等に対し、トイレや手すり、段差解消などの改修を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して健康づくりや介護予防活動が行えるよう、環境整備を令和３年度に引き続き進めてまいります。さらに子どもたちの健全な成長と発達を促し、生涯にわたって健康増進に取り組むことができるような環境づくりを推進するため、防災機能を持った運動公園整備を検討してまいります。

続いて、第３の柱であります「活力ある御船町」に関する施策について申し上げます。中山間地域の狭い農地を拡大することにより、農業生産基盤を強化し、農業生産の効率化を高め、耕作放棄地の解消及び農業担い手の確保を図ることを目的に、中山間地域小規模農地基盤整備に取り組みます。さらに土地利用型農業の経営規模拡大を積極的に図るため、認定農業者へ支援を行ってまいります。

また、令和３年度より着手しました通称マミコゥロードの整備については、道路の劣化等の異常に起因した事故を防止し、農産物輸送路としての安全性を図るため、令和４年度において県道田代御船線の交差点から滝尾方面へ約２キロの区間の整備に取り組みます。

次に、農業振興地域整備計画については、令和２年度から３カ年計画で全体見直しに取り組んでいます。令和４年度は最終年度であり、これまでの現地調査や地区別説明会、議会への説明等を踏まえ、法の手続を経て御船町農業振興地域整備計画書として策定し、令和５年３月議会での審議をお願いしたいと考えております。

最後に、菊陽町に進出予定の半導体企業ＴＳＭＣがもたらす経済波及を町のさらなる発展につなげるため、関連企業の誘致や移住定住支援、雇用確保を目的として、御船町半導体関連企業誘致推進本部を設置しました。情報の収集と共有、企業誘致の適地選定、移住定住策などに全庁体制で取り組んでまいります。

続いて、第４の柱であります「人が集う御船町」に関する施策について申し上げます。国民的人気マンガ『ＯＮＥ　ＰＩＥＣＥ』のキャラクターであるブルック像を中心に、ふれあい広場、カルチャーセンターを音楽活動拠点として活用し、文化・芸術の発展につなげるため音楽祭を開催します。

次に、吉無田高原はマウンテンバイク愛好家にとって長年様々なイベントが開催され、九州でも、数少ない常設のコースも備え、マウンテンバイクの聖地にしようという声が高

まってきています。令和４年度はＣＪくまもと吉無田実行委員会によるマウンテンバイク世界大会の開催を好機と捉え、スポーツツーリズムによる賑わいの創出に取り組みます。

また、発生から６年を迎える熊本地震からの復興については、仮設住宅やみなし仮設に居住されていた方の住まいの再建と、御船インターチェンジ東側の開発も済み、御船町の創造的復興が済みました。熊本地震からの復旧・復興に当たっては、全国各地から御支援をいただき、特に山口県におきましては、カウンターパートとして中長期にわたり御尽力をいただきました。御支援をいただきました皆様への感謝と震災で犠牲になられた方への追悼の意を込めて復興祭を開催します。

以上、令和４年度の町政を進めるに当たり、ビジョンと施策、これを裏づける予算等について申し上げました。総合計画に掲げた目標を推進していくことで、もっともっとわくわくする御船町を築いてまいります。

また、今後も引き続き町民の皆様の命と健康を守る上で重要なワクチン接種については、関係機関と強固な連携を図り、安全に安心してワクチン接種が受けられるよう、全庁挙げて取り組んでまいります。

最後になりましたが、令和４年度当初予算の実行に向けて、私が職員の先頭に立って、全力で取り組んでまいる所存でございます。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の令和４年度の施政方針といたします。

本定例会に御提案をしております議案等は、専決処分の報告が２件、条例案件が13件、一部事務組合の規約改正案件が１件、令和３年度御船町一般会計及び各特別会計の補正予算案件が８件、令和４年度御船町一般会計及び各特別会計の当初予算案件が８件で、合わせて32件であります。

報告第13号は、専決処分の報告です。御専第16号、令和３年度御船町一般会計補正予算（第10号）は、子育て世帯等臨時特別支援事業による子育て世帯臨時特別給付金に係る現金10万円給付に伴い、令和３年12月16日付けで歳入歳出それぞれ１億4,584万5,000円の増額補正を専決処分したものであります。

報告第14号は、同じく専決処分の報告です。御専第17号、令和３年度御船町一般会計補正予算（第11号）は、子育て世帯等臨時特別支援事業により住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、１世帯当たり10万円の給付に伴い、令和４年１月11日付けで歳入歳出そ

れぞれ２億9,274万7,000円の増額補正を専決処分したものです。

次に、議案第35号から議案第48号までの条例制定及び一部事務組合の規約改正について説明を申し上げます。

議案第35号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和３年８月の人事院勧告に基づき、御船町の一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるものです。

議案第36号、御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第37号、御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員の給料に関する条例の改正に伴い、特別職並びに議員の期末手当の支給割合を引き下げるものです。

議案第38号、御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。会計年度任用職員に係る令和４年６月に支給する期末手当について、一般職において実施される額の調整を適用しないこととするものです。

議案第39号、御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の任期付職員に係る勤務時間の規定を明確化し、任期を定めた優秀な人材を確保する観点から、給与に関する規定の改正を行うものです。

議案第40号、御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。教育委員会に就学支援委員会及び人権教育啓発基本計画策定委員会を追加するものであります。

議案第41号、御船町特別職の職員で非常勤職員のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員の報酬額の見直しなどを行うものです。

議案第42号、御船町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。団員資格に町内の事業所に勤務する者を加えるとともに、報酬の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第43号、御船町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得を可能とする改正を行うものです。

議案第44号、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。行政手続の簡素化を図るため、関係する条例の押印見直しなど、所要の改正を

行うものです。

議案第45号、御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。子ども医療費の助成対象を中学生から高校生までに拡大するなど改正を行うものであります。

議案第46号、御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。排水設備工事責任技術者の資格登録機関法人の改正及び外国人住民に係る外国人登録証明書が廃止されることに伴う改正であります。

議案第47号、御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定です。下水道事業受益者負担金に係る端数処理を明確化するものです。

議案第48号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。交通災害見舞金に関する共同処理から宇城市を削る修正です。関係自治体との同文議決を要するものです。

次に、議案第49号から議案第56号までの令和３年度一般会計及び特別会計の補正予算８件について、説明を申し上げます。

一般会計では、各事業の年度末における実績額を見込んだ減額補正を行っています。また、地籍調査事業や中学校体育館及び特別教室屋根改修事業、町道高山中央線の改良や上益城消防所横、町道の新設に伴う測量設計など、国の補正予算を反映し、歳入歳出それぞれ８億8,653万3,000円を増額するものです。

国民健康保険事業特別会計は受診件数の増による受診報酬負担金等の増額に伴い、歳入歳出それぞれ811万6,000円を増額するものです。

介護保険事業特別会計はまん延防止等重点措置の適用による在宅サービスの利用及び保険給付費の減少に伴い、歳入歳出それぞれ9,067万3,000円を減額するものです。

後期高齢者医療事業特別会計は、保険料軽減対象者数の減による基盤安定負担金の減額に伴い、広域連合納付金を減額し、歳入歳出それぞれ543万5,000円を減額するものです。

緑の村運営事業特別会計は、コロナウイルス感染症拡大による施設利用制限やキャンプイベント中止等による委託料の減額に伴い、歳入歳出それぞれ97万9,000円を減額するものです。

公共下水道事業特別会計は、国の補正予算に伴う、浄水センター耐震診断業務を追加し、歳入歳出それぞれ380万3,000円を増額するものです。

情報通信基盤施設運営事業特別会計は、地方消費税納付額の増に伴い、歳入歳出それぞれ47万3,000円を増額するものです。

水道事業会計における資本的支出は、県道御船甲佐線改良工事に伴う工事費の減に伴い、1,320万4,000円を減額するものです。

次に、議案第57号から議案第64号までの令和４年度一般会計当初予算及び特別会計の当初予算８件について説明を申し上げます。

一般会計当初予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ120億7,662万5,000円としており、令和３年度当初予算に比べ、14億2,658万7,000円の増額です。令和４年度歳出予算の主な事業は、総合計画に掲げたわくわくプロジェクトとして、公共交通空白地域解消及び公共交通利用促進を図るための地域公共交通活性化協議会負担金や、空き家の貸手側に対する空き家活用支援補助金、また防災機能を持った運動公園を整備するための調査業務などに要する経費を計上しています。

内水対策事業として、水路のしゅんせつや改修、農村地域排水機能強化を図るため、農村地域防災・減災総合計画の策定業務などに要する経費を計上しています。新型コロナウイルス感染症対策としては、在宅勤務やウェブ会議のためのタブレットの導入や電子入札システムの運用に要する共同利用負担金のほか、小学校の校舎内トイレの手洗い器等非接触化などに経費を計上しております。その他、子育て支援の充実を図るため、子ども医療費の自己負担を無償化するとともに、現行の中学校３年生までを高校３年生まで拡大するために必要な経費を計上しています。

また、町道小敷田西往還線をはじめ、津ヶ峰浅の藪線、上田代線道路改修に係る地方創生道整備交付金に要する経費や、各地区からの要望等が寄せられた町道16路線の改修に要する経費、今城仮設住宅跡地を防災公園として整備する経費を計上しています。

国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は24億5,551万2,000円としており、令和３年度当初予算に比べ、１億2,640万9,000円増額です。熊本県との共同運営により引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るとともに、本年度は特定健診の受診率向上を図るため、保健指導の強化に要する経費を計上しています。

介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は22億3,512万5,000円としており、令和３年度当初予算に比べ、7,078万2,000円の増額です。第８期介護保険事業計画に基づき、計画的かつ安定的な事業推進を図るとともに、本年度は七滝地区へ地域支え合いの担

い手や通いの場の環境整備に要する経費を計上しています。

後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は３億16万5,000円としており、令和３年度当初予算に比べ、5,224万1,000円の増額です。令和４年10月から一定の所得がある被保険者の医療費窓口負担額割合が１割から２割に変わるため、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、安定運営を努めてまいります。

緑の村運営事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は3,440万9,000円としており、令和３年度当初予算に比べ594万4,000円を増額です。熊本地震で被災したバンガローの解体やドームハウスの長寿命化を図るため、外装改修工事に要する経費を計上しています。

公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は５億6,453万8,000円として、令和３年度当初予算に比べ、6,763万5,000円の増額です。ストックマネジメント計画や下水道事業計画に基づき、施設の改修等を図るとともに、汚水・雨水計画の見直しに要する経費を計上しています。

情報通信基盤施設運営事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は１億2,507万2,000円とし、令和３年度当初予算に比べ3,761万8,000円の増額です。施設の民間譲渡に向けた民間移行補助金に要する経費を計上しています。

最後に、水道事業会計予算について、収益的支出は２億9,579万7,000円とし、令和３年度当初予算と比べ、900万円の増額です。基本的支出は２億5,951万8,000円とし、令和３年度当初予算と比べ、1,078万4,000円の減額です。上水道事業基本計画に基づき高木地区、豊秋地区、滝川地区、木倉地区の計画的な建設改良等に要する経費を計上しています。

以上、本定例会に提案している議案等について説明申し上げました。これらの提案について、よろしく御審議のほどお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第36　発議第５号　御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　日程第36、発議第５号、「御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○８番（岩永宏介君）　発議第５号、御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

御船町議会政務活動費の交付に関する条例。平成29年条例第15号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和４年３月10日提出。

提出者、御船町議会議員、岩永宏介。

賛成者、御船町議会議員、増田安至。

賛成者、御船町議会議員、井本昭光。

賛成者、御船町議会議員、清水　聖。

賛成者、御船町議会議員、福本　悟。

賛成者、御船町議会議員、宮川一幸。

提案理由。行政手続における押印の見直しに伴い、手続の簡略化を図るため所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君）　これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、11時20分まで休憩します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午前１１時１０分　休　憩

午前１１時２５分　再　開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（池田浩二君）　ただ今より会議を再開します。

日程に先立ち、藤木町長の発言を許します。

○町長（藤木正幸君）　先ほど述べさせてもらいましたが、２カ所ほど訂正がございますので、１カ所は、施政方針の中で、小学校の改修のところがあったんですけれども、小学校の改修のところで、御船小学校体育館の改修や、本来は「滝尾小学校のグラウンド改修」と言いたいところを、「小坂小学校」と読んでしまいました。申し訳ございません。小坂小学校ではなく滝尾小学校の改修でございます。

もう１カ所、提案理由の説明の中で、道路改良の部分です。７ページの下のほうに、要望が寄せられた「町道16路線の改修に要する経費」というところです。下から３行目なんですけれども、これは「16」ではなく「21路線」頑張って21路線今回改良することになりましたので、その16から21への変更もお願いいたします。

以上、２カ所であります。すみませんでした。

○議長（池田浩二君）　お諮りします。本日、中城副議長から発議第６号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　異議なしと認めます。発議第６号を日程に追加し、追加日程第１として議題にすることに決定しました。

ただ今より追加日程を配布させます。

［追加日程　配布］

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

追加日程第１　発議第６号　ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）

○議長（池田浩二君）　追加日程第１、発議第６号、「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○１番（中城峯雄君）　発議第６号。令和４年３月10日。御船町議会議長、池田浩二様。

提出者、御船町議会議員、中城峯雄。

賛成者、御船町議会議員、井藤はづき、宮川一幸、福本悟、田上英司、増田安至、森田優二、岩永宏介、福永啓、田上忍、藤川博和、清水聖、井本昭光。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

上記の議案を御船町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由。ロシアのプーチン政権に対し、一連のウクライナ侵攻が国際連合憲章の明らかなる違反であることを表明するとともに、断固抗議し、ロシア軍がウクライナの国土から即時無条件で撤退するように強く求めるため、本決議を提案します。

○議長（池田浩二君）　ここで決議案を本田議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（本田隆裕君）　それでは、朗読します。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

ロシアのプーチン政権は、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年２月24日にウクライナへの侵攻を開始した。これは、国際連合憲章の明らかなる違反であり、国際社会の秩序を著しく損ない、国際平和と安全を脅かす行為そのものである。侵攻を受け

たウクライナに広がる惨状は、2016年の熊本地震の被災地である御船町において、私たちが直面した被災状況を思い起こさせるものであり、それが人の手によるものであるという事実は看過できない。

よって、御船町議会は一連の進行行為によって奪われたウクライナ人、ロシア人、その他多くの尊い人命に対して心より哀悼の意を表するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議し、ロシア軍がウクライナの国土から即時無条件で撤退するように強く求める。

同時に、世界各地で散見されるようになったロシア国民等に対する感情的暴力行為や誹謗中傷等は当然許されない行為であることも忘れてはならない。

以上、決議する。

令和４年３月10日。熊本県御船町議会。

○議長（池田浩二君）　質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　質疑なしと認めます。

中城議員、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（池田浩二君）　討論なしと認めます。

これから、発議第６号、「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者　起立］

○議長（池田浩二君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり決議されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

午前１１時３４分　散　会